

「(仮称)町田市パートナーシップ宣誓制度」の導入に向けた経過について

「(仮称)町田市パートナーシップ宣誓制度」の導入に向けた経過などについて報告します。

1 検討経過

これまで、2022年7月、9月に学識経験者や市民委員で構成される「男女平等参画協議会」を開催し、本制度及び「(仮称)町田市性の多様性尊重条例」についての趣旨や導入経緯を説明し、検討事項などに対するご意見をお聞きしました。また、8月、11月には当事者の方や、そのご家族・関係者と「性の多様性に関する懇談会」を開催し、当事者の方の困りごとや制度の導入にあたり市へ期待することなどのご意見をお聞きしました。

これらの内容などを踏まえ、本制度及び本条例の素案を作成し、市民意見募集を11月1日～11月30日にかけて実施いたしました。

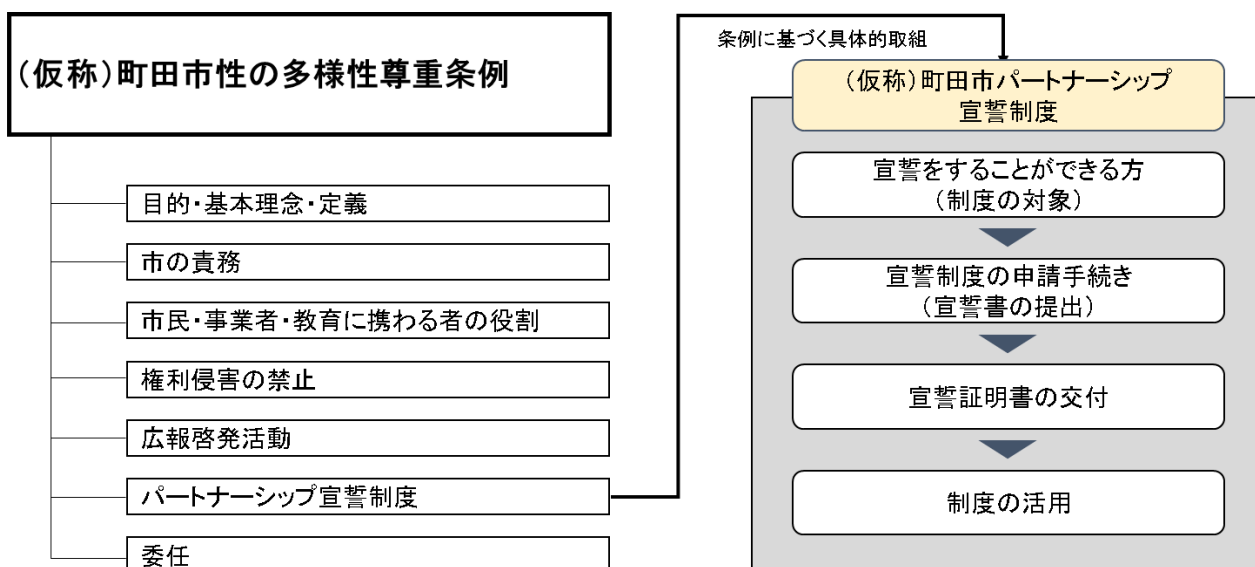
2 制度素案のポイント

- ◆ 本制度は、同性の二人の自由意思により、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束した関係であると宣誓したことを、行政が証明するものです。
- ◆ 性的マイノリティの方の困りごとや生きづらさの軽減、差別や偏見の解消に加え、性の多様性に関する社会的な理解の促進につなげます。
- ◆ 本制度の趣旨が十分に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者の皆さまへの周知、啓発に努めます。

3 条例素案のポイント

- ◆ 全市を挙げた取組とするため、市の責務だけでなく、市民・事業者・教育に携わる方の役割を明らかにしました（第4条～第7条）。
- ◆ 当事者の方が安心して生活できるよう、自由意思に基づくカミングアウトの権利やアウトティングの禁止など、権利侵害の禁止について明記しました（第8条）。
- ◆ パートナーシップ宣誓制度を条例の中に位置付けました（第10条）。

〈条例と制度の関係イメージ図〉



4 制度導入及び条例制定により期待される効果

- ◆ パートナーシップ関係に係る日常生活における様々な困難な状況の軽減、差別や偏見の解消により、誰もが暮らしやすい環境づくり。
- ◆ 東京都など、すでに制度導入をしている自治体との連携により、導入自治体間での制度相互乗り入れや、広域性を生かした新たな取組の実施。
- ◆ 市民、事業者の皆さまと連携するなど、全市を挙げた取組の実施により、性の多様性に関する理解を促進。

5 市民意見募集の状況（速報）

(1) 実施期間

2022年11月1日（火）～11月30日（水）

(2) 意見提出人数74人、意見件数147件

(3) 代表的な意見

- ◆ 東京都の制度が開始されたが、町田市でも導入を準備していると知り、安堵した。
- ◆ 条例素案にある「広報啓発活動」の具体策が見えない。雇用者や医療機関への働きかけ、支援団体と協力した啓発などを継続して取り組んでほしい。
- ◆ 性的マイノリティに対する認識や差別など、解決すべき問題は多い。この制度と条例が、町田市民の生きづらさ解消の一助になることを期待する。

6 今後のスケジュール

日 程	実 施 内 容
2023年1月17日	第3回町田市男女平等参画協議会
2023年1月中	本制度及び本条例（素案）に係る市民意見募集結果の公表
2023年2月～3月	令和5年（2023年）第1回定例会 条例案上程
2023年4月	条例施行、制度開始
2023年4月～	制度、条例の周知や、民間事業所などへ活用に向けた呼びかけ

＜市民意見募集＞

(仮称)町田市パートナーシップ宣誓制度 及び(仮称)町田市性の多様性を尊重し誰もが 安心して暮らせる社会づくり条例(素案)

皆さまのご意見をお寄せください

町田市(以下、「市」という。)では、基本構想・基本計画の「まちだ未来づくりビジョン2040」や、「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン(第5次町田市男女平等推進計画)」に基づき、お互いを尊重し、認め合えるよう、性の多様性への理解促進の取組を推進しています。

その具体的取組の一つとして、パートナーシップの関係にある同性カップルからの宣誓を市が証明する「(仮称)町田市パートナーシップ宣誓制度(以下、「本制度」という。)」の導入を目指しています。本制度を通じて、性的マイノリティの方の困りごとや生きづらさの軽減、差別や偏見の解消に加え、性の多様性に関する社会的な理解の促進につなげたいと考えています。

また、本制度を導入するにあたっては、本制度の位置づけや手続き内容を明文化するだけでなく、性的マイノリティと言われる方への差別や偏見をなくし、一人ひとりの性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会を目指す必要があると考えました。そのためには、市だけでなく、市民の皆様、事業者の皆様、教育に携わる方々の協力が欠かせないことから、「(仮称)町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例(以下、「本条例」という。)」を制定することにより、本制度を円滑に実施するとともに、全市を挙げた取組としたいと考えております。

そこで、本制度及び本条例(素案)に対するご意見をお寄せください。

募集期間

**2022年11月1日(火)から
2022年11月30日(水)まで (必着)**

意見提出方法

①郵送:別紙の＜ご意見記入用紙＞に必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。

郵送の際は、配布資料に添付されている専用封筒(郵送料金不要)をご利用いただくか、男女平等推進センターに直接郵送してください。

(〒194-0013 東京都町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム 3階)

②FAX:042-723-2946

③Eメール：mcity5850@city.machida.tokyo.jp

④窓口への提出：男女平等推進センターほか、裏面の〈資料の配布・意見の提出窓口一覧〉の
窓口に提出してください。

⑤ご意見入力フォーム：市ホームページの
『ご意見入力フォーム』に入力してください。



市ホームページ

★注意事項

- ・電話、窓口での口頭によるご意見はお受けできません。
- ・ご意見への個別回答は行いません。
- ・公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。

資料の配布・意見の提出窓口一覧

- ◆男女平等推進センター（町田市民フォーラム 3 階）
- ◆市政情報課（市庁舎 1 階）
- ◆広聴課（市庁舎 1 階）
- ◆各市民センター
- ◆各連絡所
- ◆生涯学習センター（町田センタービル 6 階）
- ◆各市立図書館
- ◆町田市民文学館ことばらんど

市庁舎の開庁時間：平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

※各センター、各市民センター、各連絡所、各市立図書館、町田市民文学館ことばらんどの
開庁（館）時間については、各施設または町田市役所（代表：042-722-3111）にご確認ください。

【お問合せ】

町田市市民部市民協働推進課
男女平等推進センター
☎ 042-723-2908

(仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度 (素案)

1 制度導入の背景

町田市 (以下「市」という。) では、2018年に「性的少数者 (LGBT など) への行政サービス拡充に関する請願」が町田市議会において採択されたことを受け、2020年5月から当事者の方やそのご家族の悩みなどをお聞きするLGBT電話相談の開設、性の多様性に関する講演会の開催、図書の出借などの取組を行ってきました。

また、2022年3月に策定した「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン (第5次町田市男女平等推進計画)」では、基本施策として新たに「多様性を尊重する意識の浸透」を掲げ、その具体的取組の一つとして「(仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度」(以下「本制度」という。) の導入を位置づけました。

これに加え、市職員に対しては、性の多様性に関する講演や研修、「多様な性を理解しよう 町田市職員のためのLGBTガイドライン」の配布、申請書等の性別欄の削除の取組などを実施してきました。

<用語などの説明>

性の多様性とは？

性のあり方には性自認や性的指向等があり、これらの認識が男性か女性の二者択一ではなく多様であることを言います。

性自認・性的指向とは？

性自認・・・生物学的な性とは別に、自分の性を自分でどのように認識しているかのことを言います。 (*Gender Identity)

性的指向・・・恋愛感情や性的な関心が、自分の性別からみて、どの性別に向かうかどうかを示す指向のことを言います。 (*Sexual Orientation)

*2つの言葉の頭文字から、SOGI (ソジ) とも言います。

性的マイノリティとは？

性自認や性的指向等のあり方が少数と認められる者のことを言います。

性的マイノリティの方の困りごと、生きづらさとは？

- ◆性自認や性的指向等を理由とした学校や職場でのいじめ
- ◆就労における内定の取消
- ◆性自認や性的指向等の本人の同意のない暴露
- ◆医療機関で入院中のパートナーの病状や治療の説明が受けられない 等

性の多様性を理解し、一人ひとりを尊重するためにできることは？

- ◆性のあり方が多様であることを学ぶ。
- ◆自分の身近にも性的マイノリティの方がいると考え行動する。
- ◆見た目や声で性のあり方を決めつけない。
- ◆性別を限定する表現を避ける。
- ◆性的マイノリティに対する偏見や差別的言動を見かけたり、気づいたら注意する。

2 制度導入の趣旨

市では、基本構想・基本計画の「まちだ未来づくりビジョン2040」や、「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき、お互いを尊重し、認め合えるよう、性の多様性への理解促進の取組を推進しています。

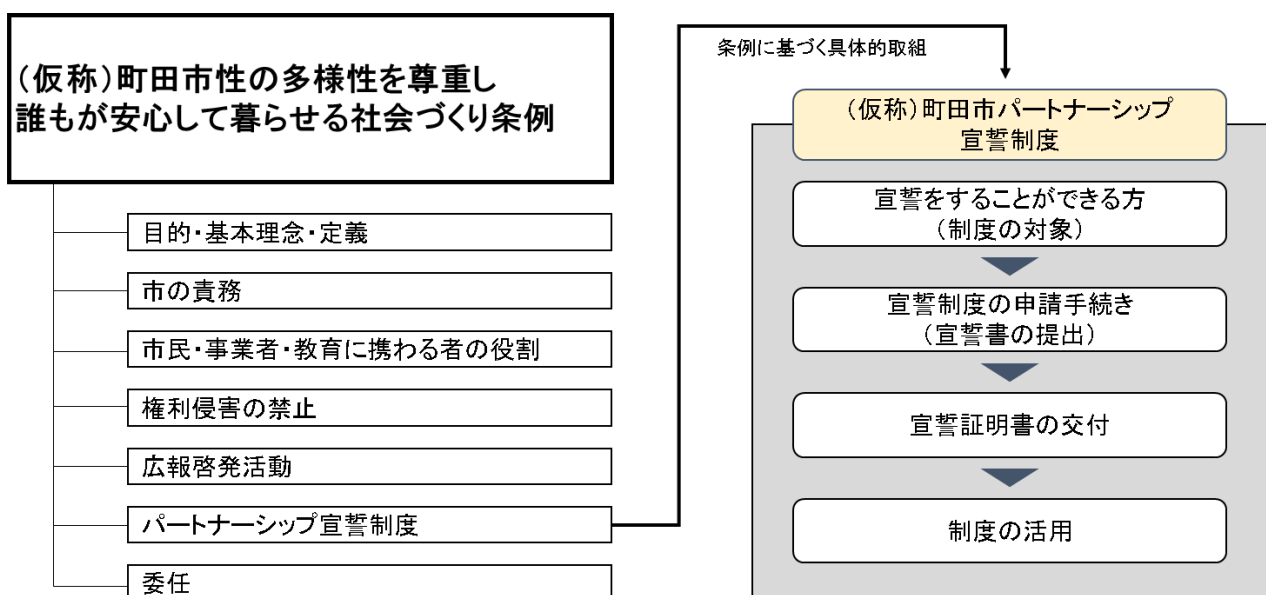
その具体的取組の一つとして、パートナーシップの関係にある同性カップルからの宣誓を市が証明する本制度を導入するものです。この制度を通じて、性的マイノリティの方の困りごとや生きづらさの軽減、差別や偏見の解消に加え、性の多様性に関する社会的な理解の促進につなげたいと考えています。

3 制度の概要

本制度は、同性の二人の自由意思により、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを約束した関係であると宣誓したことを、行政が証明するものです。具体的には、パートナーシップ宣誓をしようとする双方が、市の窓口にて宣誓書及び必要書類等を提出し、市はこの宣誓に対して、パートナーシップ宣誓証明書を発行します。

また、この制度を円滑に実施するとともに、全市を挙げた取組とするため「**(仮称)町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例**」(以下、「**本条例**」という。)の制定を予定しています。本条例には、本制度を規定するとともに、宣誓した方が安心して制度を利用できるように権利侵害の禁止について規定し、また、性の多様性について理解や行動が広がるようにするため、広報啓発活動についても規定しています。

【条例における本制度の位置づけ】



<用語の説明>

パートナーシップ

双方が同性の2人であって、双方またはいずれか一方が、性的マイノリティ（LGBT等）である関係を言います。

宣誓

パートナーシップ宣誓証明を申請しようとする2人が市の窓口へ赴き、市職員の前で、町田市規則で定めるパートナーシップ宣誓書に必要事項を記入し提出することを言います。

LGBT

レズビアン（自分を女性と自認し、女性を好きになる人）、ゲイ（自分を男性と自認し、男性を好きになる人）、バイセクシャル（女性を好きになることも男性を好きになることもある人）、トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別とは異なる性自認を持つ人）の呼称の頭文字を組み合わせた言葉です。

4 宣誓することができる方

以下の要件すべてに該当する方が、本制度に基づいて宣誓することができます。

- ① 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、継続的かつ相互に協力することを約した戸籍上の性別が同一である2人の者であること。
- ② 双方が民法上の成年（満18歳）であること。
- ③ 双方またはいずれか一方が市内に住所を持っている（または転入を予定している）こと。
- ④ 双方に配偶者（事実婚を含む。）がいないこと、かつ、双方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- ⑤ 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと。

5 必要書類

宣誓する際は、以下の書類の提出（①～③）及び提示（④，⑤）が必要になります。

① 町田市パートナーシップ宣誓書

定められた様式に必要事項を記入していただきます。

② 住民票の写し（原本）等、現住所を確認できる書類（転入予定者の場合にあつては、転出証明書のコピー等、町田市に転入予定であることが確認できる書類）

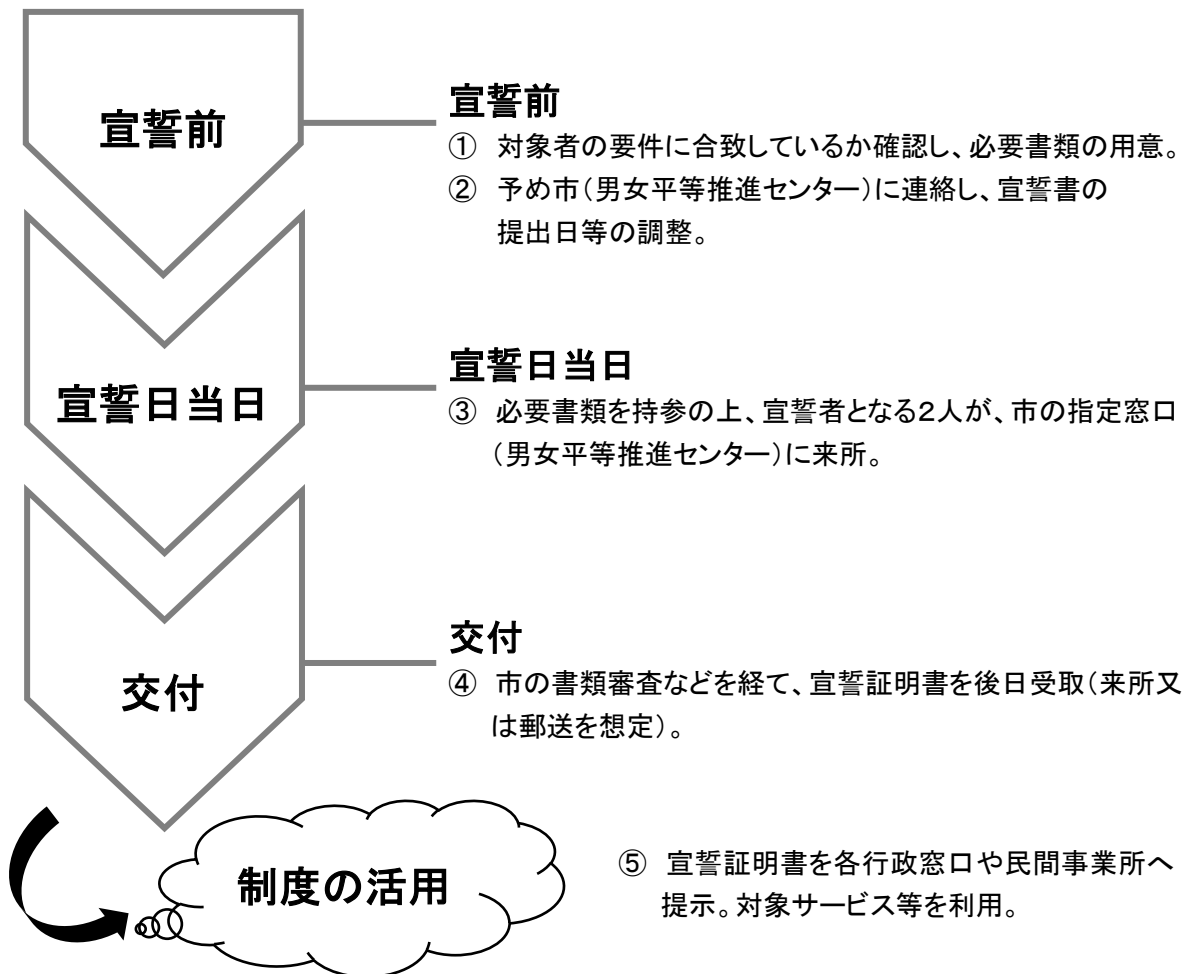
③ 戸籍抄本等、独身であることが確認できる書類（日本国籍を有しない方は、現に婚姻していないことを証する書類とその翻訳書面）

④ 本人確認書類（マイナンバーカード・旅券・運転免許証等、顔写真が確認できるもの）

⑤ その他、市長が必要と認める書類

例：通称名を使用して宣誓する場合は、当該通称名を日常的に使用していることがわかる書類（社員証、郵送物の宛名など）

6 手続きの流れ



7 交付する証明書類

- ・町田市パートナーシップ宣誓証明書（A4型 保管用 1部）
- ・町田市パートナーシップ宣誓証明書（カード型 携帯用 2部）

宣誓証明書の発行による手数料はかかりません。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担になります。

【宣誓証明書への記載内容（予定）】

- ①申請者2人の氏名（戸籍名）
- ②日付（宣誓日・発行日）
- ③制度の趣旨
- ④町田市長名
- ⑤通称名

8 宣誓証明書の返還

宣誓証明書（A4型及びカード型）の返還が必要な場合は、以下のとおりです。

- ① 当事者の意思によりパートナーシップを解消したとき
- ② 当事者の一方が死亡したとき
- ③ 当事者の双方が市外転出する等、宣誓の要件を満たさなくなったとき
- ④ その他、パートナーシップ宣誓をした時点において宣誓の要件に該当していないことが判明したとき

9 周知・活用・自治体間連携

- ・市は、本制度の趣旨が十分に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知、啓発に努めます。
- ・宣誓証明書の提示による、市が提供する市民向けサービスや市職員への対応等での活用を予定しています。（市営住宅の入居申込など、制度開始に合わせて導入できるサービスを検討しています。）
- ・市の取組を示すことで、民間事業者での活用も呼びかけてまいります。
- ・同様の制度が運用されている東京都や近隣自治体との相互連携の取組も進めます。

10 制度検討にかかる参考資料

本制度の検討にあたっては、学識経験者や関係団体の代表、公募市民で構成される町田市男女平等参画協議会においても、議題としてご意見を伺っています。

町田市男女平等参画協議会の資料等は、市ホームページからご覧いただけます。次のURL等をご参照ください。

市ホームページURL：

[https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/
community/danjo/keikaku/5th/kyogikai.html](https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/community/danjo/keikaku/5th/kyogikai.html)



市ホームペー

市民意見募集の資料の配布・意見の提出窓口に備え置く閲覧用資料ファイルには、これらの参考資料も綴り込んでおりますので、紙の資料でもご参照いただけます。



(仮称) 町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例 (素案)

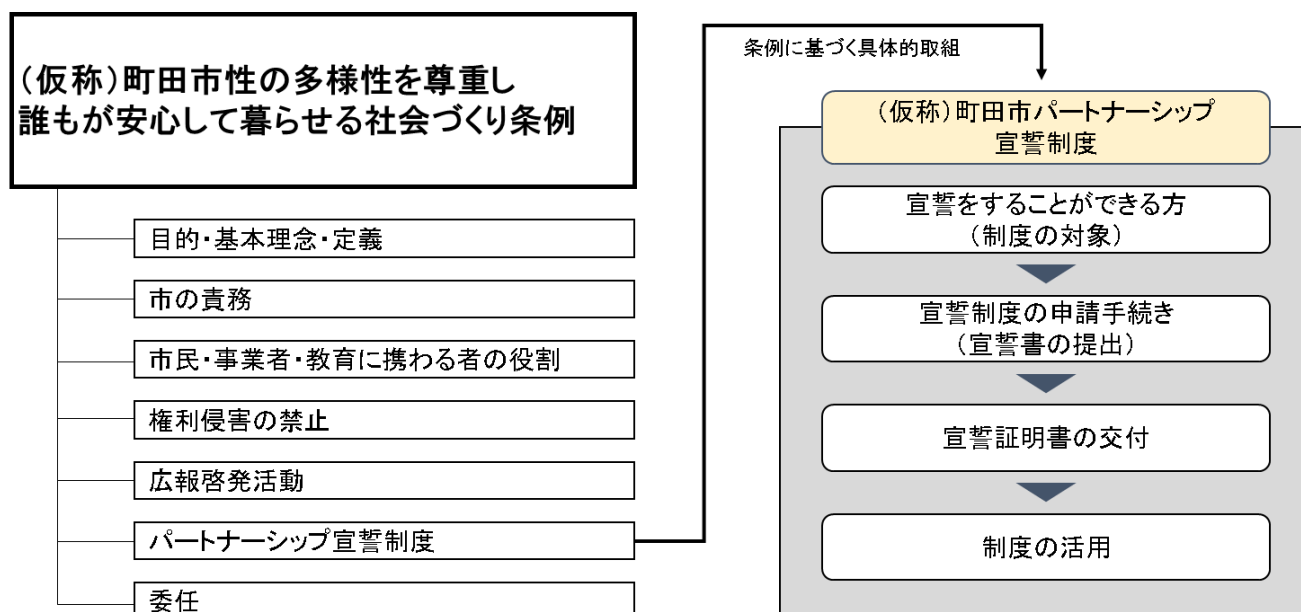
1 条例制定の趣旨

町田市（以下「市」という。）が、「(仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度」（以下「本制度」という。）を導入するにあたっては、本制度の位置づけや手続き内容を明文化するだけでなく、性的マイノリティと言われる方への差別や偏見をなくし、一人ひとりの性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会を目指す必要があると考えました。そのためには、市だけでなく、市民の皆様、事業者の皆様、教育に携わる方々の協力が欠かせないことから、条例を制定することにより、本制度を円滑に実施するとともに、全市を挙げた取組としたいと考えております。

そこで、「(仮称) 町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例」（以下「本条例」という。）を制定するものです。

なお、本制度の手続きの詳細については、本条例とは別に、市規則の制定や手引書の作成を行う予定です。

【本条例における「(仮称) 町田市パートナーシップ宣誓制度」の位置づけ】



2 条例の名称及び条文

(1) 本条例の名称

町田市性の多様性を尊重し誰もが安心して暮らせる社会づくり条例

【解説】

本条例を制定することにより、一人ひとりが、それぞれに性自認と性的指向をもっていることを理解し、お互いを認め合い、誰もが安心して暮らせる社会を形成していくことを表しています。

(2) 本条例の条文 (第1条～第11条)

(目的)

第1条 この条例は、性自認及び性的指向の多様な在り方(以下「性の多様性」という。)が尊重される社会づくりのための基本理念を定め、町田市(以下「市」という。)の責務並びに市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにし、一人ひとりが個性と能力を発揮しながら、その人らしく生きることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例を制定するねらいと最終的な到達点を規定するものです。

【解説】

本条例は、私たち一人ひとりがその人らしく生きることができる社会に到達することを目的として、その実現のための基本理念を示すとともに、市の責務並びに市民、事業者及び教育に携わる者の役割を明らかにしています。

(基本理念)

第2条 性の多様性が尊重され、性自認及び性的指向を理由とする偏見及び差別がなく、誰もが安心して暮らしながら、多様な生き方を選択できる社会を目指すものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における基本的な価値と目指すべき姿を規定するものです。

【解説】

本条例において、①性の多様性が尊重されること、②性自認や性的指向を理由とする偏見や差別が無いことの2つを基本的な価値観とし、目指す姿として、誰もが安心して暮らしながら、多様な生き方を選択できる社会を表しています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)性自認 生物学的な性とは別に、自己が感じている自分の性に関する認識をいう。
- (2)性的指向 恋愛又は性愛の対象がどのような対象に向かうかを示す指向をいう。
- (3)パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、継続的かつ相互に協力することを約した戸籍上の性別が同一である2人の者の関係のことをいう。
- (4)宣誓 パートナーシップの関係にある2人の者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

【趣旨】

本条は、本条例の条文中に用いられる用語の定義を規定するものです。

【解説】

(1)性自認：第1条、第2条、第8条

出生時の生物学的な性の特徴により、法律上で割り当てられる性別（男または女）とは別に、自己が感じている自分の性に関する認識のことを言います。「心の性」と表現することもあります。

(2)性的指向：第1条、第2条、第8条

恋愛感情や性的な関心が、どのような対象に向かうかどうかを示す指向のことを言います。「好きになる性」と表現することもあります。

(3)パートナーシップ：第10条

双方が同性の2人であって、双方またはいずれか一方が、性的マイノリティ（LGBT等）である関係を言います。

(4)宣誓：第10条

パートナーシップ宣誓証明を申請しようとする2人が市の窓口に赴き、市職員の前で、市規則で定めるパートナーシップ宣誓書に必要事項を記入し提出することを言います。

(市の責務)

第4条 市は、第2条に規定する基本理念にのっとり、施策を総合的に作成し、実施するものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における市の責務を規定するものです。

【解説】

市では、2022年3月に策定した「一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）」に基づき施策を推進します。また毎年度、本計画の進捗状況进行评估し、取組の見直しや年次計画への反映を行います。

(市民の役割)

第5条 市民は、性の多様性に対する理解を深め、社会のあらゆる分野の活動において、性の多様性を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における市民の役割を規定するものです。

【解説】

社会を構成する主体の一つである市民には、自らを含めた一人ひとりの性の多様性に対する理解を深め、社会活動において市の施策に協力することが期待されています。

また、本条における「市民」とは、在住、在勤、在学などにかかわらず、市に關係する市民個人や市民団体を含むと考えています。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、性の多様性に対する理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、性の多様性を尊重し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における事業者の役割を規定するものです。

【解説】

事業者には、サービスの提供等において、あるいは雇用の主体としての行動を含め、その実施する事業活動において、一人ひとりの性の多様性に対する理解を深め、市の施策に協力することが期待されています。そして、誰もが安心して暮らしながら、多様な生き方を選択できる社会を目指すことができると考えています。

(教育に携わる者の役割)

第7条 教育に携わる者は、性の多様性に対する理解を深め、教育の場において、性の多様性に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例における教育に携わる者の役割を規定するものです。

【解説】

性の多様性が尊重される社会づくりにおいて、教育の場は、一人ひとりの性の多様性への理解や価値観等の形成に大きな影響を与えると考えています。そこで、教育に携わる者には、本条例の基本理念を十分に理解いただくこと等に加え、性の多様性に配慮した教育を行っていただくことを期待するものです。

(権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場面において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1)性自認又は性的指向を理由とする差別的取扱い又は暴力的行為**
- (2)性自認又は性的指向を、本人の意に反して公にすること。**
- (3)性自認又は性的指向の公表を強要し、又は禁止すること。**

【趣旨】

本条は、本条例の目的を達成するうえで欠かすことのできない「権利侵害の禁止」を規定するものです。

【解説】

第10条に規定する本制度の運用にあたり、同条に規定するパートナーシップ宣誓証明書（以下「本証明書」という。）を提示した者がパートナーシップの関係にあることを知り得た際などにおいて、(1)～(3)に列記した行為が行われた場合、制度を利用する妨げとなることが想定されることなどから、本条を設けたものです。

(2)では、性のあり方について本人の同意なく他人が暴露する、いわゆる“アウトティング”の禁止について規定し、(3)は、自らの性自認や性的指向のカミングアウトについて、本人の自由意思に基づき、行う、行わない、を決められるよう規定するものです。

(広報啓発活動)

第9条 市は、市民、事業者及び教育に携わる者の性の多様性に対する理解を深めるため、必要な広報啓発活動に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市が広報啓発活動を行うことについて規定するものです。

【解説】

第5条～第7条（市民、事業者、教育に携わる者の役割）の達成のため、市が率先して、性の多様性に関する理解を深めるための広報啓発活動を、市民、事業者、教育に携わる者に行うことを表しています。

(パートナーシップ宣誓制度)

第10条 市は、性の多様性に起因する社会生活上の支障を軽減し、第2条に規定する基本理念を達成するための一助として、パートナーシップの宣誓に関する証明（以下「パートナーシップ宣誓証明」という。）を行う町田市パートナーシップ宣誓制度を実施するものとする。

- 2 市長は、宣誓があったときは、町田市規則で定めるところにより、公序良俗に反しない限りにおいて、宣誓を行った者に対し、パートナーシップ宣誓証明書を交付する。**
- 3 パートナーシップ宣誓証明の申請手続その他必要な事項は、町田市規則で定める。**
- 4 市、市民、事業者及び教育に携わる者は、その活動の中で、パートナーシップ宣誓証明を最大限配慮しなければならない。**

【趣旨】

本条は、第2条に規定する基本理念を達成するために実施する本制度について規定するものです。

【解説】

本制度が、本条例を根拠として実施することを表しています。パートナーシップの宣誓があったときは、本証明書を交付することを示すとともに、その申請要件や手続きの詳細は、本条例とは別に市規則で定めることを表しています。

第4項にある最大限配慮とは、本証明書の提示等により、パートナーの関係を理解し、当事者が安心して社会生活を送れるような環境づくりに加え、本証明書を活用して、同性パートナーが婚姻関係にある者と同等あるいは準ずる形でサービス等を受けられるようにすることなどを、積極的に検討してもらうことを想定しています。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、本条例に定めのない事項は、市長が別に定めることを規定するものです。

— 参 考 —

条例の制定について

条例とは、地方公共団体がその自治立法権に基づいて制定する法形式の1つです。地方公共団体が条例を制定するときは、議会の議決によらなければなりません。

地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければなりません。

条例の効力は、長がこれを公布し、施行されることによって生じます。